

第4部 共通活動

第1章 情報の収集・共有、記録

第1節 情報収集・共有

1 通報等

職員は、事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある事案を覚知した場合は、直ちに主たる所管局又は総務局危機管理室に通報する。

主たる所管局がある場合で、区局又は関係機関等から通報を受けた主たる所管局の局長は、その情報を総務局危機管理室と共有する。

2 情報収集活動及び情報の共有

事件等の緊急事態に係る対策は、発生初期における状況把握が重要である。

市本部長及び区本部長は、関係・構成区局及び関係機関等と連携し、当該事件等の緊急事態に関する情報を収集する。

収集した情報は、適切に集約し、関係・構成区局及び必要に応じて関係機関等と共有する。

(1) 主な情報事項

- ア 事件等の緊急事態の種別
- イ 発生日時
- ウ 発生場所・地点
- エ 原因
- オ 被害の状況（人的被害数、建物被害数、施設被害の状況等）
- カ 負傷者の収容状況
- キ 消防署、区役所等による事件等の緊急事態への対応又は対応予定
- ク 避難誘導・指示の実施及び避難の状況
- ケ 応急対策上必要な事項

(2) 市内巡回及び現地確認

港湾区域の被害など特別な場合を除き、原則、該当の区が、地区隊（土木事務所、資源循環局事務所、水道事務所）及び消防署と連携し、実施する。

3 受伝達

(1) 危機管理システム

市、区及び各局間における指示、要請及び情報共有は、原則として、危機管理システムにより行う。当該システム上に情報を集約し、即時共有を図ることで、対策に活用する。

(2) 危機管理システムが利用できない場合又は不足がある場合

有線電話、ホットライン、Fネット又は無線FAXを利用する。

第2節 記録

主たる所管局及び各区局長は、収集及び伝達した事件等の緊急事態に関する情報を正確に記録する。記録に当たっては、必要に応じて、写真、動画等を用いる。

総務局危機管理室は、市の記録を定期的に作成し、庁内共有及び公表する。

第2章 広報・報道、広聴

第1節 広報・報道

市及び事業者は、相互に連携し、広報・報道を通じて、適切な避難行動に繋げるなど市民・利用者の安全を確保するとともに、社会的混乱の防止及び社会秩序の早期安定化を図る。

市は、事件等の緊急事態が発生した施設等の事業者と協力し、避難誘導に関する広報を最優先に行うとともに、情報を早期に提供して、社会的混乱の防止等に努める。

1 広報事項

時間の推移による緊急性、重要性及び必要性を考慮し、次の内容について広報を行う。

- (1) 事件等の緊急事態に関する情報
- (2) 注意事項（パニック防止・デマ情報への注意、要救護者の保護・人命救助の協力の呼びかけ等）
- (3) 被害状況の概要
- (4) 市本部の設置と活動状況
- (5) 必要な事項（避難に関する情報、被害者及び避難者の安否情報等）

2 広報媒体・手段

市本部、区本部、主たる所管局及び各区局は、市ウェブサイト、電子メール、SNS、スマートフォンアプリ、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌、市・区広報紙、広報車などを使用し、効果的な広報を行う。

広報に当たっては、あらゆる人に情報が届くよう、可能な限り複数媒体を用いるなど情報伝達手段の多様化を図るとともに、視覚・聴覚情報の併用、やさしい日本語の活用など適切な配慮に努める。

必要に応じて、災害時に準じ、日本放送協会横浜放送局、(株)テレビ神奈川、(株)アール・エフ・ラジオ日本、横浜エフエム放送(株)、(株)Inter FM897に放送を要請する。

3 報道機関への情報提供

市本部、区本部、主たる所管局及び各区局は、主に社会的関心が高いと思われる事項について、適切な時期に情報提供を行う。

情報提供に当たっては、混乱防止に留意し、適切な場所、方法で行うものとする。また、市本部が発表したときは、各区局は、連絡可能な体制をとるものとする。

第2節 広聴（臨時市・区民相談室の開設）

市本部長及び区本部長は、被害者の生活不安の解消等のため必要があるときは、臨時市民相談室及び臨時区民相談室を開設し、問合せ、相談、要望等に対応する。

- 1 区本部は、区役所などにおいて、区民等の問合せ、相談、要望等に対応する。
- 2 専門相談については、所管する区局で対応する。
- 3 区で対応不可能な問合せ、相談、要望等は、必要に応じて市民局広聴相談班に連絡する（市民相談室・FAX 663-3433）。
- 4 市民局広聴相談班は、直接寄せられた問合せ、相談、要望等及び区本部から連絡を受けた問合せ、相談、要望等を整理し、関係区局に連絡する。

第3章 避難と受入れ

第1節 避難の措置等

区本部長及び市本部長は、事件等の緊急事態発生時において、市民の生命及び身体を保護し、被害の拡大を防止するため、避難、危険な場所への立入制限、屋内への退避及び外出の自粛等の必要があると認める場合は、次により避難の措置等を行う。

他機関が法令等に基づき避難等の措置を行う場合は、市職員は円滑な実施がなされるよう協力する。なお、平常時の体制において、市民の生命及び身体を保護し、被害の拡大を防止するため、緊急を要する場合は、各区局長は、次の定めに基づいて、直ちにでき得る避難の措置等を実施する。

1 避難の措置等の実施等

(1) 実施基準

ア 事件等の緊急事態により、住民、滞在者その他の者（以下、本節において「対象者」という。）に生命及び身体の危険が及ぶと認められる場合

イ 市・区本部長等が必要と認める場合

(2) 実施者

原則として、区本部長が実施する。複数の区にわたり一括して実施する必要がある場合は、市本部長が実施することができる。市本部長が実施する場合は、関係局長及び該当区の区本部長に対し、避難の措置等の実施日時、対象地域及びその他必要な事項を明示し、指示する。

現地の対応は、避難等を必要とする状況に応じて区役所職員、消防署員等が行い、警察署等関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施する。

(3) 対象者への明示事項

ア 避難等を要する理由（他機関の実施する避難措置理由等を含む。）

イ 避難等の対象地域

ウ 避難先とその場所

エ 避難を要する場合はその経路

オ 必要な事項

(4) 伝達

対象者に対して可能な限り複数の手段で伝達する。また、被害施設の管理者、責任者、自主防災組織等関係者の協力を得て、対象者への徹底を図る。

(5) 報告等

ア 区本部長から市本部長への報告事項（終了時も同様に報告する。）。

(7) 避難の措置等の実施日時

(1) 避難等の対象地域

(2) 避難等対象世帯数及び人員数

(3) 収容対象施設（施設名、所在地等）

(4) 必要な事項

イ 関係機関等への連絡

市本部長は、県警察本部等の関係機関等に対し、必要に応じて情報提供する。

区本部長は、所轄警察署等の関係機関等に対し、必要に応じて情報提供する。

(6) 終了

市本部長又は区本部長は、避難の措置等を継続する必要がなくなったときは、それを終了する。措置等を終了した市本部長又は区本部長は、終了した旨を対象者へ伝達する。

2 避難誘導及び避難場所での受入

- (1) 区本部長又は市本部長は、消防、警察等の関係機関等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努める。
- (2) 区本部長又は市本部長は、事前に安全な避難経路を検討し、必要に応じて誘導員を配置するなど、事故防止に努める。
- (3) 区本部長又は市本部長は、避難誘導を行う際は、要援護者への必要な配慮に努める。
- (4) 区本部長又は市本部長は、避難場所を指示して避難の措置等を実施した場合は、施設管理者に通知するとともに、職員を派遣し、必要な措置を講じる。その場合において、市本部長は、避難場所の状況の適切な掌握に努める。そのため、区本部長又は局長は、避難場所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、市本部長に報告する。

3 危険な場所への立入りの制限

区本部長又は市本部長は、消防、警察等の関係機関等の協力を得て、事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合は、危険な場所への立入りの制限を促す。

第2節 被害者の受入・保護

区本部長又は市本部長は、事件等の緊急事態により現に被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受け入れる必要がある場合は、次により受け入れ、及び保護する。

1 被害者の受入の実施

- (1) 受入対象者
事件等の緊急事態により住家に被害を受け、日常起居する居住場所を失った者とする。
- (2) 受入施設
学校施設又はその他の公共施設とする。学校施設を受入施設とする場合は、原則として、地域防災拠点として指定している市立学校を使用する。
- (3) 受入割当て
区本部長又は市本部長は、受入者の居住地域を勘案して割当てを行う。
- (4) 受入期間
受入者の住宅を復旧、新築する等住宅を確保できるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とする。ただし、教育施設等に関しては、教育の実施に支障のない範囲及び期間とする。

2 物資の供与、受入施設の維持管理等

区本部長又は市本部長は、関係局に必要な協力を求め、受入者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等避難施設の維持管理を行う。

3 被害者状況の把握

市本部長は、被害者の状況の適切な掌握に努める。区本部長又は局長は、受入施設の開設時期、受入世帯・人員、受入者の状況、物資等の供与状況等について、市本部長に報告する。

第4章 行方不明者の捜索・救出と遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索及び救出

市本部長は、事件等の緊急事態が発生した場合において必要と認める場合は、警察、海上保安庁、自衛隊など関係機関の協力を得て、行方不明者の捜索及び救出を実施する。

1 対象者

事件等の緊急事態のために、所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者

2 捜索・救出活動

区本部、関係局、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関が連携を密にし、それぞれの役割に応じた活動を実施する。

3 区本部を中心とした後方活動

- (1) 区本部長は、窓口を開設し、捜索を要する者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し、記録する。
- (2) 区本部長は、消防署、警察署等に職員（情報班）を派遣するなど関係機関と緊密に連携し、情報の把握に努める。
- (3) 区本部長は、関係機関等の協力を得て、後方活動（警備、交通整理、広報等）を行う。
- (4) 区本部長は、捜索・救出活動又は後方活動に関する情報を市本部に報告する。必要に応じて、関係局長に対して、協定等に基づく関係機関・業者・団体等の協力を要請する。
- (5) 市本部・各局長は、必要に応じて、所管する協定等に基づく協力の要請を行い、区本部による後方活動を支援する。

第2節 遺体の取扱い

多数の死者が発生した場合は、遺体取扱チームによる活動を実施する。

1 遺体発見時の通報に係る広報

区本部長及び警察は、事件等の緊急事態による遺体を発見した者が、所轄の警察署又は直近の警察官に通報するよう広報を徹底する。

2 遺体の納棺等

- (1) 区本部長は、関係機関等の協力を得て、收容された遺体を遺体安置所に運び込む。
- (2) 区本部長は、「遺体取扱票」及び「火・埋葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺にはり付ける。自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

3 遺体の引渡し等

- (1) 警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。身元の確認ができない場合は、区本部長に引き渡す。
- (2) 区本部長は、警察が行う遺体の引渡し作業に協力する。

- (3) 区本部長は、遺族等の引き取り者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請する。
- (4) 区本部長は、火・埋葬許可証を発行する。

4 遺体安置所の設置

(1) 開設場所の選定

区本部長は、各区スポーツセンターなどの公共施設をあらかじめ指定する。

(2) 開設

区本部長は、市本部長と調整し、警察と協議のうえ、遺体安置所を開設する。開設に際しては、開設委員の派遣及び必要な資機材を確保する。

感染症法等による対応時は、疫学調査結果に基づく医療局の指示により開設する。

5 火葬

(1) 実施体制

ア 健康福祉局長（遺体取扱調整班）は、区本部、遺族から搬送された遺体の火葬を行う。

イ 区本部長は、遺体安置場所等から斎場等へ遺体を輸送する場合は、協定に基づき、霊柩自動車による輸送を要請する。

(2) 火葬場

健康福祉局長（遺体取扱調整班）は、斎場等の稼動状況を点検し、機能の確保・維持を図るとともに、運転に必要な燃料等を確保する。

区分	名称	所在地	炉基数	災害時最大可能件数
市営	久保山斎場	西区元久保町 3-1	12 基	72 (体/日)
	南部斎場	金沢区みず木町 1	10 基	60 (体/日)
	北部斎場	緑区長津田町 5125 番地 1	16 基	96 (体/日)
	戸塚斎場	戸塚区鳥が丘 10-5	6 基	36 (体/日)
民営	西寺尾火葬場	神奈川区松見町 2-418	6 基	30 (体/日)

(3) 焼骨の仮収蔵場所

名称	所在地
久保山墓地	西区元久保町 3-24
三ツ沢墓地	神奈川区三ツ沢上町 20-6
日野公園墓地	港南区日野中央 1-13-1
根岸外国人墓地	中区仲尾台 7-1
久保山霊堂	西区元久保町 1-1

※ 上記の施設で処理できない場合は、区本部長等関係機関と協議する。

(4) 他都市・関係業者との連携

健康福祉局長は、本市域内において、速やかな遺体の火葬が困難と思われるときは、近隣自治体との広域応援協定等に基づき、火葬協力を依頼する。

第5章 消防活動計画

第1節 消防体制

1 緊急事態消防警戒体制

(1) 警防部長又は消防署長は、次のア及びイに掲げる場合は、緊急事態消防警戒体制（以下「消防警戒体制」という。）を発令し、当直警防人員及び必要な人員をもって警戒体制を確立する。

ア 市民、各区局及び関係機関等からの通報又は情報により、市域に被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合

イ その他、責任者が必要と認める場合

(2) 体制の責任者は、警防課長とする。消防署における責任者は、副署長とする。

2 各号配備の発令及び警備指令

消防局長又は消防署長は、1号配備から5号配備までの各号配備を発令し、次の3又は4に定める体制を確立する。

消防警戒体制及び各号配備の発令、縮小、解除及び必要な事項の指示は、警備指令による。

3 緊急事態消防警戒本部及び緊急事態消防警戒地区本部の設置

(1) 設置基準

ア 市警戒本部が設置された場合

イ 1号配備又は2号配備の発令基準に該当する場合

ウ その他、体制の責任者が必要と認める場合

(2) 体制の責任者

緊急事態消防警戒本部長は、警防部長とする。緊急事態消防警戒地区本部長は、消防署長とする。

4 消防本部の設置

(1) 設置基準

ア 市対策本部が設置された場合

イ 3号配備以上の発令基準に該当する場合

ウ 2以上の消防署が消防地区本部を設置した場合

エ その他、体制の責任者が必要と認める場合

(2) 体制の責任者

緊急事態対策消防本部長は、消防局長とする。緊急事態対策消防地区本部長は、消防署長とする。

第2節 消防団体制

1 緊急事態対策消防団警戒本部（以下「団警戒本部」という。）等の設置

2号配備が発令された場合に、消防団本部に設置する。団警戒本部長は、消防団長とする。緊急事態対策消防分団警戒本部は、団警戒本部に準じて設置する。

2 緊急事態対策消防団本部（以下「団本部」という。）等の設置

3号配備が発令された場合に、消防団本部に設置する。団本部長は、消防団長とする。緊急事態対策消防分団本部は、団本部に準じて設置する。

第1節 医療救護活動

1 事件等の緊急事態発生時における指揮統制

(1) 医療調整、保健活動に関する権限の付与

市本部医療調整チーム及び区本部医療調整班には、あらかじめ医療調整及び保健活動に関する権限が付与されている。また、市本部医療調整チームは、区本部医療調整班に対して、市本部運営チーム統括・情報班を介することなく、医療調整活動に関して直接指示することができる。当該指示事項は市本部運営チーム統括・情報班に報告する。

区本部医療調整班は、庶務班を介することなく、直接、市本部医療調整チームに相談及び要望等を行うことができる。当該相談・要望事項は、区本部庶務班に報告する。

(2) 被害情報・医療情報の把握等

市本部医療調整チームは、区本部医療調整班と連携して、情報収集及び情報共有を行う。

ア 医療機関の応需情報等

イ 負傷者等の発生状況

ウ 二次被害の危険等

エ 不足医療資源等

オ 被害情報等の評価

(3) 市災害医療アドバイザーの要請等

市本部医療調整チームは、必要に応じて、市災害医療アドバイザーの参集等を要請する。市災害医療アドバイザーは、医学的見地からの助言や医療機関の医師との調整等に従事する。

(4) 災害医療連絡会議の開催

市本部医療調整チーム及び区本部医療調整班は、必要に応じて、市及び区災害医療連絡会議を開催する。

(5) 県との連携

市本部医療調整チームは、必要に応じて、県庁に業務調整員を派遣し、業務連携に努めるほか、県 DMAT 統括調整本部と連携し、DMAT や他都市医療救護隊の円滑な受入れ等にあたる。

2 医療救護活動

(1) 仮設救護所の設置

区本部医療調整班は、医療救護活動にあたり必要と認めるときは、消防地区本部、区本部各班等と調整し、緊急事態発生現場、避難所等に仮設救護所を設置する。

(2) 医療チーム等の要請

必要に応じて、次の医療チーム等を関係機関に対して要請する。

ア 横浜救急医療チーム（YMAT）の要請

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）の要請

ウ 日本赤十字社救護班の要請

エ 横浜市医師会救護隊の要請

オ 医療救護隊の要請等

3 医薬品等の備蓄及び調達等

仮設救護所等で救護隊が使用する医薬品等は、薬局、休日急患診療所等に備蓄する。不足する場合は、市医療調整チームは、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社に対して、協定に基づき、各区が指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請する。

第2節 保健衛生活動

1 市本部の活動

保健衛生活動が必要と認められる場合は、健康福祉局、医療局及びこども青少年局の保健師等は、健康福祉局地域福祉保健班に集約し、市保健活動グループとして活動する。市保健活動グループには、被害区等の保健活動の支援・調整のため、統括保健師を置く。

市保健活動グループは、事件等の緊急事態発生直後から迅速に被害者支援の保健活動を開始するため、地域福祉保健班を介することなく、市本部医療調整チームと連携・調整を図り、保健活動や厚生労働省による他自治体保健師等職員の応援斡旋について要請を行う。その際、統括保健師は、区保健活動グループの活動調整、厚生労働省保健指導室、県健康医療局との連絡調整、他自治体応援保健師等の受入調整等を行う。

2 区本部の活動

保健衛生活動が必要と認められる場合は、区本部に配属されている保健師等は、配属先の業務とは別に区本部医療調整班に集約し、区保健活動グループとして避難所や在宅の巡回健康調査、保健指導等を実施する。

第3節 こころのケア対策

1 早期介入の重要性

事件等の緊急事態は突然起こるものであり、激しい衝撃を受ける。こうした場合において、支援の時期が遅れると、被害者等となる市民は不安、混乱の中に取り残されることから、早急な対応が必要とされる。そのため、こころのケアにおいては、早期の介入及び支援を行う。

2 こころのケアの実施

市・区本部長は、市民の心身の健康不安解消のため、区役所等における相談窓口の開設を指示する。

(1) 区役所の対応

事件等の緊急事態が発生した場合、市民がこころのケアについて自ら支援を求めてくることは少ないといわれていることから、必要に応じて、関係区は巡回訪問や相談活動等を行い、市民のこころの不安を軽減し、急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の発症予防等を図る。巡回訪問や窓口相談に当たっては、こころのケアを必要とする市民を見極めて、適切に対応する。

(2) 健康福祉局こころの健康相談センターの対応

こころの健康相談センターは、関係区に対して、こころのケアに関する技術的な支援、協力及び職員への研修等を行う。

第7章 施設管理上の対策

第1節 事前対策

施設管理者（指定管理者を含む。）、各区局及び関係機関等は、相互に連携し、事件等の緊急事態の発生等に備え、あらかじめ諸活動にかかる対策を定める。

対策に当たっては、施設ごとの利用者の特性等を考慮し、情報の収集及び伝達、利用者の安全確保、施設の保全、指示の徹底、被害状況等の報告等を検討する。

第2節 応急対策

1 所管区局の活動

施設所管区局は、事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、所管施設に対して、必要な指示の伝達、被害報告等の取りまとめを実施する。

施設所管区局は、所管施設に被害が発生した場合は、総務局危機管理室に報告する。

2 施設管理者の活動

施設管理者は、利用者、来訪者等の態様、施設所在地における被害態様等に十分注意し、所管区局等への連絡・報告等、緊密な連携に努める。

特に、要援護者の利用が想定される施設等においては、その特性を考慮した上で、避難、誘導及び関係者等への連絡等の活動体制を定めておく。

事件等の緊急事態が発生した場合は、被害状況、対応状況等を所管区局並びに所在区の区役所に報告し、必要な措置等の指示を受ける。

3 関係区局、関係機関等の活動

関係区局及び関係機関等（所轄警察署等）は、それぞれの所掌業務に準じて対応する。

各区は、情報及び被害状況を取りまとめる。

第3節 施設等が避難場所に指定された場合の対応

施設管理者は、施設等が避難場所に指定された場合、避難者の受入体制、区本部等関係機関との連携等緊急時における施設利用について、施設の所管区局と協議の上、対応する。

第8章 事後対策

第1節 市民生活の安定

市及び関係機関は相互に協力して、被害等を受けた市民の生活の早期回復を図るための措置を講じ、もって市民生活の早期安定と社会秩序の維持を図る。

1 情報の提供

市は、市民生活の早期安定、市民の不安の除去及び混乱した社会秩序の早期回復を図るため、市民に対して、必要な情報を提供する。

2 被害者等への支援

(1) 心身の健康相談の実施

市本部長及び区本部長は、事件等の緊急事態の発生に伴う心身の健康不安等の解消のため、必要に応じて、区役所等における相談窓口の開設を指示する。

(2) 臨時市・区民相談室の継続設置

市民局長及び区本部長は、第4部第2章第2節に定める臨時市・区民相談室を開設した場合は、必要と認められる期間は継続する。

(3) 各種支援策の実施

各区局は、市民生活の早期回復と自立復興の促進を図るため、必要な支援を実施する。

第2節 検証

事件等の緊急事態の収拾後は、再発防止、被害の軽減、対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

1 記録・分析

事件等の緊急事態について、被害及び対策等の記録を収集、分析する。また、活動結果をまとめる。

2 再発防止策及び計画等への反映

各区局は、再発防止、被害の軽減、対策の改善を目的として検証を行い、必要に応じて、本計画及び関連計画等に反映する。

第9章 調査・研究、訓練及び関係機関等との連携強化等

第1節 調査・研究

各区局は、事件等の緊急事態に関する調査・研究に取り組み、対策に反映する。調査・研究にあたっては、最新の知見を積極的に取り入れるとともに、必要に応じて関係機関等と連携・協力し、実効的な対策立案を図るものとする。

第2節 職員への研修及び訓練の実施

各区局は、所属職員に対して、研修及び訓練を実施し、基礎知識の周知徹底を図るとともに、所管する対策の実務の十分な習得と、円滑な執行及び組織間の連携を図る。

第3節 救助・救急用資機材の調達及び整備

消防局、医療局、医療局病院経営本部及び関係局は、活動に必要な救助・救急用資機材を逐次整備し、機動力の充実と医療、診療体制の確保に努める。

第4節 市民等への危機管理知識の普及等

事件等の緊急事態に備えるため、市民及び事業者への危機管理に関する知識の普及及び意識の高揚を図る。

第5節 協力関係の構築

各区局長は、市民の安全と市民生活の安定を確保するため、所管する業務に関して必要な協定等を締結し、安定的な協力関係の構築に努める。また、協定締結先との連携を強化し、実践力、即応力の向上を図る。